11自動車工業	−49.8	25.4	0.6	14.8	7.6	3.1	8.3	7.9
12造船業	−17.2	15.5	2.7	−19.1	−57.9	52.3	81.2	−4.9
13その他輸送機械工業	−12.1	23.8	−15.2	27.1	−31.7	59.5	−39.3	90.5
14精密機械	−29.5	−5.6	30.5	126.1	−55.3	98.3	−47.9	6.2
15「その他製造業」	−35.9	7.7	−5.2	29.8	−48.5	8.7	7.8	6.2
Ⅱ非製造業計	2.9	−0.9	−0.5	−7.9	−13.3	38.0	−22.5	8.2
16農林漁業	7.1	−8.6	21.2	−2.4	−19.9	11.0	−4.5	11.7
17鉱業	−29.7	12.8	42.7	3.5	152.3	−21.0	−42.0	4.9
18建設業	−13.7	−21.3	8.5	−2.7	−14.5	28.7	13.1	−5.4
19電力業	5.2	44.9	−18.6	−7.7	−14.1	94.0	−37.6	45.9
20運輸業	37.4	−35.2	5.7	−3.8	−7.6	36.1	−22.4	−4.5
21通信業	−0.7	7.2	−6.4	−13.0	−17.9	34.8	−32.6	11.8
22金融・保険業	−2.1	−9.4	13.4	−22.8	−8.4	45.4	1.9	−3.7
23「その他非製造業」	8.0	−18.1	8.3	−2.1	−2.4	−2.0	6.5	−11.8

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。
2．「電気機械」には、「情報通信機械」を含む。
3．「その他製造業」には、「新聞・出版業」、「食品工業」、「ゴム・皮革」を含む。
4．「その他非製造業」には、「卸・小売業」、「不動産業」、「情報サービス業」、「リース業」を含む。

公告

諮事項

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第２項及び第３項の規定により公示する。

平成22年４月16日　検事総長　樋渡　利秋

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名
東京都豊島区南大塚１―37―７―202
異議申立人　山﨑　里実

2　公示事項
異議申立人から平成21年７月22日及び同年８月３日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号最高検察庁総務部企画調査課情報公開係で保管されており、いつでも異議申立人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）決定の主文及び年月日
平成21年７月22日付け異議申立てに対する決定
決定の主文　本件異議申立ては、これを棄却する。
決定年月日　平成22年３月16日
平成21年８月３日付け異議申立てに対する決定
決定の主文　本件異議申立ては、これを棄却する。
決定年月日　平成22年３月16日

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第２項及び第３項の規定により公示する。

平成22年４月16日
公安調査庁長官　北田　幹直

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名
東京都豊島区南大塚１―37―７　フェリーチェ南大塚202
異議申立人　山﨑　里実

2　公示事項
異議申立人から平成21年９月10日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号公安調査庁総務部総務課審理室で保管されており、いつでも異議申立人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）決定の主文及び年月日
決定の主文　本件異議申立てを棄却する。
決定年月日　平成22年３月３日

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年４月２日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成22年４月16日　財務大臣　菅　直人

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	ニカラグアン・バンドル　コロナ	１本　140㎜	ドミニカ共和国	550円
葉巻たばこ	ドミニカン・バンドル　ロブスト	１本　127㎜	ドミニカ共和国	650円
紙巻たばこ	ＤＯＮＫＩ　ＤＯ　ＤＯＴ	ＦＫ　20本ハードパック	インドネシア	320円
パイプたばこ	ナチュラルアメリカンスピリット　オリジナルブレンド	40ｇ　パウチ	米国	840円
パイプたばこ	ナチュラルアメリカンスピリット　オーガニックブレンド	40ｇ　パウチ	米国	940円

邑智西部区域特定地域整備事業における日向東換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から邑智西部区域特定地域整備事業における日向東換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成22年４月16日
農林水産大臣　赤松　広隆

邑智西部区域特定地域整備事業における妙見谷換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から邑智西部区域特定地域整備事業における妙見谷換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成22年４月16日
農林水産大臣　赤松　広隆

邑智西部区域特定地域整備事業における上大貫換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から邑智西部区域特定地域整備事業における上大貫換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成22年４月16日
農林水産大臣　赤松　広隆